

巻頭言

少年事件における子どもの権利について

釧路弁護士会所属 弁護士 鍛冶 孝亮

1 はじめに

私は、中標津町で弁護士をしております。釧路市内で定期的に行われている社会福祉士、司法書士、行政書士、税理士、精神保健福祉士等による成年後見制度の勉強会に参加しており、この勉強会を通じて、釧路地区支部の社会福祉士の方々と知り合うことができました。その縁もあり、寄稿させていただきました。現在、私は、釧路弁護士会の子どもの権利委員会の委員として、子どもの人権問題に取り組んでおり、今回は、少年事件における子どもの権利について考えてみたいと思います。

2 少年事件における子どもの権利について

少年（満 20 歳に満たない男女）が犯罪を起こした場合、その処分については、少年法に基づき、成人の場合とは異なった手続がとられることとなります。いわゆる少年事件というものです。

少年法は、少年に刑罰を与えて矯正するというものではなく、教育的手段によってその非行性を矯正し、少年の更生を図ることを目的としています。そして、少年院とは、再非行を防止するための教育施設ともいわれております。

成人であれば、犯罪の内容が軽微である場合、起訴されず裁判が行われなくてもありますが、少年の場合、この起訴猶予処分というものはなく、原則として家庭裁判所で、事件が審理されることとなります。もっとも、重たい犯罪を起こした場合、成人と同じように刑事処分が下されることもあります。このように、少年による犯罪行為については、原則として成人とは別の手続がとられていることには理由があります。

少年は、精神的に未熟、不安定であり、環境の影響を受けやすいといわれています。そして、非行を犯した場合にも必ずしも深い犯罪性を持たないものが多く、これを成人と同様に非難し、その責任を追究することは適当ではないと考えられています。そこで、刑罰ではなく教育的手段によって更生を図るという手続が用意されているのです。子どもには、犯罪行為を克服して、肉体的・精神的に成長発達していく権利があり、この権利を保障するために、このような手続が用意されているとも考えられています。

なお、少年事件の場合、弁護士は付添人として活動を行います。付添人とは、刑事事件の弁護人のような活動をします。付添人としては、犯罪を起こしてしまった少年に、自分がしてしまったことの反省を促したり、再び犯罪を行わないような環境調整（家族との関係を調整、就職先の確保等）をしていくこととなります。少年による重大犯罪が発生するたびに、テレビや新聞で「成人に比べて少年の処分は甘い」という報道がなされることも多いです。

しかし、犯罪の原因を探っていくと、犯罪を起こしてしまった少年が発達障害などの疾病を抱えていたり、両親が離婚しているなどにより十分な愛情を注がれることがなかったり、周りの大人から虐待を受けていることがあります。そして、精神的に未熟、不安定であるため自らの行動を深く考えることなく、周りの環境にも流され犯罪を行ってしまうことも多いのです。このような背景をもつ子どもの立ち直りに必要なことは、重たい刑事罰ではなく、前述した教育的手段による更生です。子どもには、肉体的・精神的に成長発達を遂げる権利があるということを前提に、その成長発達のために必要な支援を行っていく義務が大人側にもあると思っています。

3 おわりに

社会福祉士の皆様も、福祉に関するご相談の際、子どもに関わる相談を受ける場合も多いと思います。弁護士としても、子どもが健全な成長発達を遂げるために、必要に応じて、社会福祉士の皆様と協力していければと思っています。



実習指導者フォローアップ研修開催報告

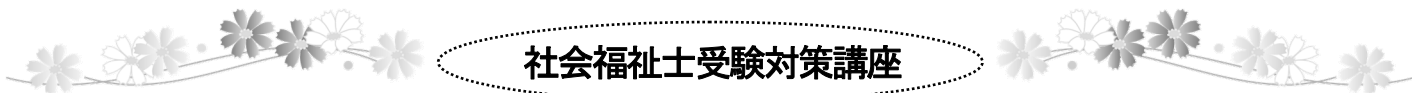
担当理事：山下 勇人

皆様、今年の実習生対応は終了しましたでしょうか？これから始まる方も多数いるかと思いますが、この度、7月27日（土）札幌エルプラザにおいて、今年度初回のフォローアップ研修を開催しましたので、ご報告させていただきます。

今回は、3者関係（養成校・実習現場・実習生）を基盤とするスーパービジョン（以下、SV）をテーマに開催しました。内容は、社養協、養成校、現場、学生から現状と課題の報告。3者関係を基盤とした面接場面の実際として実演場面を2題ご覧頂き、グループワークを実施しました。

3者に共通していた課題の多くはコミュニケーション不足に関係しており、遠慮せず伝えることができる関係作りが実習に影響していると感じました。学生からは『頭がまっしろになる』『急にいわれても言語化できない』といった不安をバイザーに理解してほしいとの報告があり、SVの難しさをバイザー視点で述べて頂いた貴重な機会だったと感じます。現場のバイザーからは「モデルロールを見る事が出来、養成校の先生に求める水準が変わった」とのコメントもあり、多角的な視点で学ぶことができる有意義な研修会でした。

さて、話は変わりますが、社養協北海道ブロックの報告では3年次社会福祉士単位実習が'07年812名に対し、'13年は463名と7年間で約43%減少している現状にあります。社会福祉を担う実践者の裾野を広げていく上で、実習生には是非とも社会福祉の現場で勤務してほしいと考えます。そのためには、社会福祉の仕事が魅力的であることを伝えることが必要であり、指導者の皆様のご協力が不可欠です。今後もスーパーバイザーのスキル研鑽にむけた研修を開催していきますので是非ご参加下さいませようよろしくお願いいたします。



社会福祉士受験対策講座

去る8月10日から11日までの2日間に亘って行われました夏期講習の報告をいたします。当会では、2012年度から福祉教育カレッジに業務を委託し、事業を実施しております。全国でも数少ない全科目を講義することができる飯塚慶子先生を講師にお迎えして講座を開催しております。夏期講習に参加された受講生の声をご紹介します。

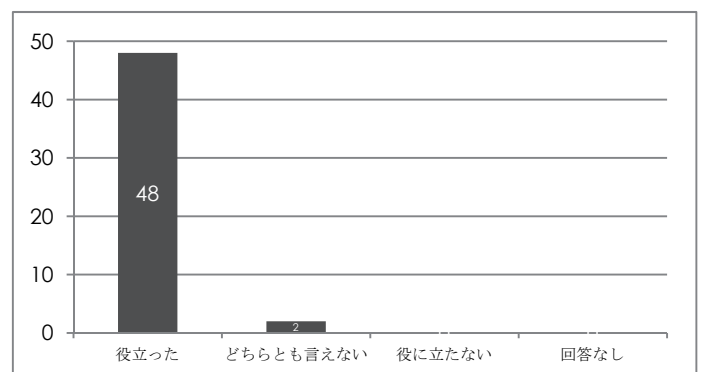
☆ 2日間という短い時間でしたので、駆け足で少し大変でした。でもとてもわかりやすく、秋期も受講したいと思いましたし、秋期までにつけたい力も理解しました。

☆ アンダーラインの引き方や用語からリンクして考えることなど、講座を聞いていてグイグイ引き込まれる感じでとても充実した講座だったと思います。ありがとうございました。

講座全体を通した感想は、右表のとおりです。

来る11月9日～10日に秋期講習会が行われますので、参加を希望される方、または社会福祉士の国家試験を受験予定の方にぜひともご紹介ください。

なお、詳細については、同封のチラシをご参照ください。どうぞ、よろしくお願いいたします。



■ 地区支部活動報告

● 道央地区支部

道央地区支部では去る8月21日(水)に小樽市のCafé Whiteにて「Café de CSW」を開催いたしました。初めての試みで参加者は少なかったですが、Caféでコーヒーや紅茶などを飲みながら社会福祉士全国大会岩手大会の報告を受け、それぞれの思いを語り合うことができました。その中で2回目の開催も11月13日(水)19時~同会場で開催されることとなりました。詳細につきましては出来上がり次第、北海道社会福祉士のHP等でお知らせいたします。研修とは違った雰囲気です社会福祉士同士の交流を楽しみませんか？

<今後の予定>

11月30日(土)に滝川市まちづくりセンターみんなくるとして共通基盤研修を開催いたします。今回の領域は「生活構造」で、認知症の方の介護について当事者のご家族から、改めて家族関係という枠組みを理解する機会として「当事者の家族として考えること」をテーマに認知症(若年も含む)の方の介護について、体験談を交え、お話をいただきます。(2名を調整中)

上記の共通基盤研修については同封の案内をご参照下さい。

● オホーツク地区支部

皆さんこんにちは、オホーツク地区支部から報告いたします。

まず行事報告ですが、8月31日(土)~9月1日(日)にかけて「道東3地区支部社会福祉士のつどい」を、津別町でこいランドにて開催しました。

31日は、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表 櫛部武俊氏をお招きし「貧困対策を考える~生活困窮の様々な要因と必要な支援」をテーマに研修会を行いました。釧路市で行われている生活保護受給者支援の取り組みと課題について話があった後、生活保護の改正や自立支援プログラムについても話が触れられ、これらのことについて研修参加者でグループワークにて討論しました。

グループワークの中では「生活保護受給の最初の段階で、その方の自立支援に向けた計画を立て、本人や支援者と共有することが重要なのではないか」

「新たな職場を増やし、求職者とのマッチングを丁寧に支援することが重要なのではないか」「コーディネートの役割が重要となってくるのではないかなど、さまざまな意見が挙げられました。参加者それぞれ職場は違いましたが、共通の話題について理解を深め、問題意識を共有できた有意義な時間となりました。

その後の交流は、オホーツク地区支部会員の手づくりのご飯が並び、参加者全員でおいしく食事をいただきました。その後も遅くまでお酒を飲みながらの楽しい交流となりました。次年度の開催は、釧根地区支部で予定しております。

10月以降は、権利擁護セミナーや会員学習会を予定していますが、日程や開催場所の詳細については、今後の役員会にて決定していく予定です。

オホーツクも一気に秋が深まってきています。皆さん、風邪などには気をつけてお過ごしください。



● 十勝地区支部

「道東社会福祉士のつどい」報告

8月31日、津別町にて、道東3地区支部合同研修会(道東社会福祉士のつどい)を開催しました。今年はオホーツク地区支部が中心になって企画・準備を進め、約30名(うち十勝地区支部3名)が参加しました。

研修会では、「貧困対策を考える~生活困窮のさまざまな要因と必要な支援」と題して、櫛部武俊氏(一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表)からお話をいただきました。中でも「稼働能力をall or nothingで評価しない中間的就労」と「ゆるいつながりを保つ居場所」「普通の人として暮らせる、排除されないまちづくり」については、これからの支援の方向を差し示しているように感じました。ま

た、グループワークでも生活困窮者支援のあり方など、熱心に討議がされました。

その後の交流会では、オホーツク地区支部恒例のおもてなし料理が存分にふるまわれ、ゆったりとお酒を飲みながら歓談し、また、雨の中なのに花火をしたりと、楽しく交流を深めました。研修だけでなく、他地区支部の仲間と交流し人脈を拓ける貴重な機会、一会員としてもぜひ続けてほしい事業のひとつです。

来年は釧根地区で開催の予定です。今年は十勝地区支部からの参加は3人と寂しい限りでしたが、来年は多くの会員の参加を願っています。

(宮澤 英雄)

十勝地区支部では、今年度も11月～12月の予定で、権利擁護セミナー、社会福祉セミナーをそれぞれ開催します。現在、担当役員にて内容、講師等と調整中です。次号では詳しい内容を含め報告予定であります。



● 釧根地区支部

釧根地区支部では8月3日に、北海道医療ソーシャルワーカー協会東支部釧根ブロックと北海道社会福祉士会釧根地区支部で、ソーシャルワークスキルの向上を目的に合同研修を開始しました。講師に北星学園大学福祉心理学科今川民雄教授をお招きし、「傾聴の姿勢を身につけるため」について学びました。

今後の活動予定ですが、前号のかわら版でもご紹介した『虐待防止プロジェクト2013』を11月9日(土)に特定非営利活動法人日本高齢者虐待防止センター 理事・事務局長／淑徳短期大学 兼任講師である『梶川 義人(かじかわ・よしと)』氏をお招きして開催します。詳細は、同封されているパンフレットをご覧ください。

また、9月27日には、「貧困と教育」をテーマに北海道教育大学釧路校 専任講師 木戸口正宏氏をお招きしての学習会を予定します。

10月29日には、釧路市の現役のケースワーカーの方をお招きし、生活保護制度の正しい理解、釧路市の取り組み、生活困窮者や生活保護受給者への具体的支援などの理解を深めるため、釧路市の生活保護の現状と課題について学ぶ予定となっています。

釧根地区支部では、学習会などを月に1回程度開催できるように取り組んでいます。当地区支部の学習会の予定等はHPでもお知らせをしていますので、

興味のある方はHPもご覧ください。

<http://skaocsw.blog111.fc2.com/>

● 日胆地区支部

去る9月14日(土)日胆地区支部平成25年度「成年後見・権利擁護セミナー」を苫小牧市民活動センターにて開催しました。(参加者92名)

苫小牧市民生・児童委員協議会(劇団スワン座)による演劇公演「成年後見制度について」では、高齢者が様々な消費者被害などのトラブルに巻き込まれていく過程、そしてその事例を民生委員、地域包括支援センター等のサポートネットワークが関わり、成年後見制度の活用により、どのように救済されるかという内容の演劇をしていただきました。

講演では小樽商科大学商学部教授 片桐由喜氏をお招きし「権利擁護の仕組み～発見、救済、そして、思いやり」をテーマに講演いただきました。日本の社会構造、家族構成の変化と現状から権利擁護に関わる関係法令を交え、課題に対してどのように臨む必要があるかについて講演をいただきました。また、今後に向けた市民後見人養成の在り方と、養成後の専門職が関わる仕組みの必要性についても言及いただきました。

最後に「高齢者、障がい者の権利を守っていくには」をテーマにシンポジウムを行いました。シンポジストには高齢者支援の立場から林富子氏(社会福祉士)、障がい者支援の立場から古山明美氏(社会福祉士)、リーガルサポート札幌支部:千貝愛氏(司法書士)、苫小牧成年後見支援研究会:岡田秀樹氏(弁護士)をお招きし、それぞれシンポジストの皆さんが成年後見・権利擁護をテーマにそれぞれの実践事例を通じ、権利擁護に関わる支援をされた内容や、最近の成年後見制度の実際とサービス事業者(支援者)としての関わり、司法書士、弁護士として成年後見制度実践の内容と今後のあり方、展望などについてそれぞれ報告・提言をいただき、コーディネーターには講演に引き続き片桐由喜氏に務めていただきました。様々な立場の実践や思い、そして現状を知ることができ成年後見制度、権利擁護について理解を深めることができた有意義なセミナーとなりました。



● 道北地区支部

< 活動報告 >

○道北地区支部上川南部ブロック活動

2013 年度 道北社会福祉士会上川南部ブロック活動を、7月21日(日)に開催し、会員3名が参加しました。

見学先である特別養護老人ホーム北の峯ハイツは、4月27日に新築移転オープンした、全室個室のユニット型の施設となっています。見学では、生活相談係長である高橋氏より、施設の改築に至る経緯や施設内をくまなく案内していただきました。

最後に、今回お忙しい中、施設見学の対応をして頂きました北の峯ハイツ様に厚くお礼申し上げます。

○道北地区支部上川北部ブロック研修会

8月10日(土)、名寄市総合福祉センターにて上川北部ブロック研修会を開催しました。

「支え合いシリーズ～地域に潜在する福祉課題への取り組み～」と題して行った今回の研修会は、北海道地域福祉学会第2回定例研究会との共催で開催し、社会福祉士会、北海道地域福祉学会など福祉関係者37名が参加しました。

研修会では白戸一秀氏(旭川大学教授)の進行のもと、忍正人氏(名寄市立大学准教授)、大島康雄氏(さっぽろ社会福祉士事務所代表)、中川睦季氏(新ひだか町社会福祉協議会)の3名による実践報告及びシンポジウムが行われました。



○道北地区支部第1回役員会

9月7日(土)、下川町にて今年度の第1回役員会を実施しました。

今回の役員会においては、秋季セミナーについて、基礎研修について、新入会員を迎える会について等を主な議題として協議しました。各セミナー等については、詳細が決まり次第、道北地区支部の皆様へ随時ご案内いたします。



< 活動予定 >

○基礎研修 I (集合研修旭川会場開催分)

・第1回集合研修

日時: 10月12日(土)

会場: 旭川勤労者福祉会館

・第2回集合研修

日時: 2月15日(土)

会場: 旭川勤労者福祉会館

○新入会員を迎える会

日時: 10月12日(土) 18:00~20:00

※基礎研修 I 第1回集合研修(旭川会場)終了後
会場 旭川市内

参加費 3,500円程度(飲食費を含む)

※道北地区支部の皆様には、別途案内を送付済みです。

○道北地区支部上川北部ブロック研修会

内容: 「基礎から学ぶ『成年後見制度』
～権利擁護について幅広く考える～」

講師: 平川 俊彦 氏

(北海道社会福祉士会 ぱあとなあ道北 代表)

日時: 10月19日(土) 15:00~16:30

会場: 士別市生涯学習情報センター「いぶき」

参加費: 無料

※士別市、士別市社会福祉協議会、しべつ福祉会との共催で開催します。

○秋季セミナー・市民公開セミナー

今年度の秋季セミナーについては、11月2日(土)に天塩町での開催を予定しておりますが、現在内容や会場等の調整を行っておりますので、開催日も含め詳細が決まりましたら、道北地区支部の皆様へ郵送にてご案内をお送りするほか、地区支部のウェブサイト上にもご案内を掲載する予定にしております。

※道北地区支部 公式ウェブサイトにも各種情報を掲載いたしますので、ご覧ください。

<http://www.douhoku-csw.org/>

文: 道北地区支部 小笠原(広報担当)

● 道南地区支部

道南では、この度、社会福祉士国家試験全国統一模試の開催を地区支部で初の試みとして実施しました。

この取り組みは、地域で社会福祉士を目指している現職の方々や大学・専門学校等の現役学生を対象として、これから社会福祉士になりたいと思っっているの方々へ地区支部として何らかの形で応援することができないだろうかという役員で話し合い実施されまし

た。また、身近な地域で模試を受けることができる環境を社会福祉士会の地区支部が整備することで、受験生の方々が将来資格取得後に、違和感なく会へ入会していただくことにも繋がると考えました。模擬試験開催の取り組みは道南社会福祉士会と将来に社会福祉士になるであろう方々が早い段階で「顔と顔が見える関係性」を築き上げたと思っています。

今回の取り組みは道南としても初であったため、十数名の受験となりましたが、今後、受験生の方々に試験対策フォローなども地区支部役員の中で検討していきます。私が始めて福祉の仕事へ携わった15年前と比べて、格段に世の中から社会福祉士は認知されたと感じます。ますます、社会福祉士が地域社

会から必要とされ期待されるなか、今後は道南でも組織率のアップや地域の特色を活かした地区支部ならではの充実した取り組みを実施していきたいと役員一同考えております。(副支部長 長谷山哲平)

<今後の予定>

○成年後見事例検討会

日 時：10月30日(水) 18:00～

会 場：函館市総合福祉センター

○道南社会福祉士セミナー2013

日 時：1月23日(木)

会 場：函館市民会館



『ぱあとなあ名簿登録者フォローアップ研修』中止について

今年度の事業計画では、「キャリアパス支援研修事業」の補助金を活用し、札幌と旭川の2会場で実施予定としていました。しかし、本補助金事業が1団体1事業の申請となったため、受講対象が限定される本事業は申請対象外となりました。理事会及びぱあとなあ北海道運営委員会において再検討をし、「補助金を活用せずに30万円を超える事業を行うことは、予算上困難であること」「既に各地区支部においても年間4回程度、名簿登録者向けの研修を行っていること」を考慮し、今年度は中止とすることを決めました。次年度については、再度検討をしていきます。ご理解とご協力を願ひ申し上げます。

<年会費の納入について>

7月に引き落としにならなかった方へは日本社会福祉士会からお知らせが届いていると思いますので、対応方どうぞよろしく願いいたします。

なお、ご不明な点などは事務局までお問い合わせください。

11・12月のスケジュール

11月	第8回正副会長会議	上旬	シーズネット会議室
	社会福祉士実習指導者講習会	2,3	札幌市社会福祉総合センター
	第三者評価事業養成研修②	4	札幌市社会福祉総合センター
	日本社会福祉士会理事会(第3回)	16	日本社会福祉士会事務局
	地域包括支援センター対象「権利擁護実践」研修会	17	札幌市社会福祉総合センター
	障がい者等地域生活支援セミナー	23	札幌市社会福祉総合センター
12月	第9回正副会長会議	上旬	シーズネット会議室
	かわら版42号発行	10	

－ 会員の動向(8月31日現在) －

○総会員数 1,762名
(男性:935名 女性:827名)

○入会率 23.67%

○新入会員数(転入含) 105名(累計)

退会員数(転出含) 2名(累計)

公益社団法人 北海道社会福祉士会

〒001-0010

札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビル2階

TEL 011-717-6886

FAX 011-717-6887

(月～金) 9:30～12:00/13:00～16:30